

競争入札の心得

(目的)

第1条 この心得は、河南町が行う競争入札（総合評価落札方式を除く。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。）、その他の法令並びに河南町財務規則（昭和63年河南町規則第2号）、河南町入札執行要領及びこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、入札執行者の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、入札参加者として適切な態度を保持しなければならない。

(入札参加資格)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有しないものとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 本町の有資格者名簿に登載されていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。ただし、同法の規定による更生計画が認可されている者を除く。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、同法の規定による再生計画が認可されている者を除く。
- (5) 入札の公告（以下「公告」という。）の日又は指名通知の日から入札（開札）の日までの期間において、次のいずれかに該当する者
 - ア 河南町建設工事等入札参加停止要綱（令和3年河南町告示第54号。以下「入札参加停止要綱」という。）の規定による入札参加停止期間中の者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 河南町が行う契約からの暴力団等排除に関する措置要綱（平成25年河南町

告示第122号。以下「暴力団排除措置要綱」という。)の規定による入札等排除措置期間中の者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

ウ 本町との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

(6) 河南町議会議員（以下「議員」という。）が実質的に経営に携わる法人並びに議員が役員と同程度の執行力と責任を有する事業者等（河南町政治倫理条例（平成20年河南町条例第15号）第2条第2号に規定する事業者等をいう。以下本号及び次号において同じ。）に該当する者

(7) 議員の配偶者もしくは1親等以内又は同居の親族が経営する事業者等に該当する者

(8) 建設工事の入札にあつては、次に掲げる保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していない者。ただし、社会保険について各法令で適用が除外されている者を除く。

ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険

イ 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険

ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険

（入札保証金）

第4条 入札参加者は、入札（開札）日の前日までに入札書に記載する予定金額に110/100を乗じて得た額の3/100以上の入札保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者等に提出しなければならない。

3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に入札保証金還付請求により還付する。

4 落札者が第18条第1項に規定する期間内に契約を締結しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保はこれを還付しない。

5 前項の場合において、落札者が入札保証金を免除された者の場合は、落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。

(入札等)

第5条 入札参加者は、設計書、仕様書、図面、契約書案及び現場を熟知のうえ、指定された方法で入札しなければならない。

(持参の方法による入札)

第6条 入札参加者は、持参の方法により入札に参加するときは、次の各号の定めるところにより、指定された日時、場所において入札しなければならない。

- (1) 入札参加者は、入札参加者の代理人（以下「代理人」という。）をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。この場合、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。
- (2) 入札参加者又は代理人は、入札要項に記名押印しなければならない。
- (3) 入札参加者又は代理人は、当該入札に関する他の代理人をすることはできない。
- (4) 入札参加者又は代理人は、入札箱に投函した後は、開札の前後を問わず、入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(郵送の方法による入札)

第7条 入札参加者は、郵送の方法により入札に参加するときは、前条の規定にかかわらず、次の各号の定めるところにより、入札書等を公告に示された方法で提出しなければならない。

- (1) 入札参加者は、有資格者名簿に登録されている代表者（本店から営業所等に委任している場合は、営業所等の代表者）とし、代理人による入札は認めない。
- (2) 入札参加者は、郵便で提出した後は開札の前後を問わず、入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第8条 入札参加者は、入札書を投函するまで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、郵送の方法による入札の場合は、入札（開札）日の前日までとする。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前にあっては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）するものとする。
- (2) 入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し入札箱に投函するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第9条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。

5 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。

(入札の中止等)

第10条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 町長は、災害その他やむを得ない特別の事情がある場合は、入札を中止又は延期することがある。

3 前2項の規定による当該入札の中止又は延期により、入札参加者に損害が生じても、町はその損害を補償しない。

(無効の入札)

第11条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (3) 持参の方法による入札において、入札要項に記名押印のない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者(入札保証金の納付を免除された者を除く。)のした入札
- (6) 入札に際して連合等不正行為を行ったと認められる者のした入札
- (7) 記名押印を欠く入札

- (8) 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札
 - (9) 誤字、脱字等により意思表示が不鮮明である入札
 - (10) 予定価格を当該入札の事前に公表した場合において、当該予定価格を超えて行った入札
 - (11) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (12) 同一事項に対して、同一人が2通以上した入札
 - (13) 再度の入札をしたとき、前回の最低価格以上の価格でした入札
 - (14) 入札価格の内訳書の提出を求められた入札で、内訳書の価格と異なる価格でした入札
 - (15) その他入札に関する条件に違反した入札
- (失格)

第12条 開札から落札者決定までの期間において、次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 入札参加停止要綱の規定による入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
- (2) 暴力団排除措置要綱の規定による入札等排除措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
- (3) 本町との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

(入札金額の記載)

第13条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(落札者の決定)

第14条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 河南町建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要綱(平成20年河南町告示第6号)の規定による入札の場合は、前項の規定にかかわらず、開札の結果、有

効な入札を行った者のうち、入札書の記載金額が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札候補者について必要な書類の提出を求め、あらためて参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。

- 3 前2項の場合において、最低制限価格を設けている場合にあっては、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者又は落札候補者とし、最低制限価格を下回る入札をした者は、失格とする。

(再度入札等)

第15条 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないとき、また、最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、予定価格を事前に公表した場合は、再度入札は行わない。

- 2 次のいずれかに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。

- (1) 第11条第1号から第6号及び第10号から第12号の規定により無効とされた入札

- (2) 第11条第15号の規定により無効とされた入札で、再度の入札に参加させることが不相当と認められる入札

- (3) 前条第2項に規定する入札

- 3 再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者等の決定)

第16条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

- 3 郵送の方法による入札において、落札者又は落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、前2項に規定にかかわらず、別に定める方法でくじを実施し、落札者又は落札候補者及びその順位を決定する。

(契約保証金)

第17条 落札者は、当該契約を締結するにあたり契約金額の100分の10以上(工事の請負並びに建設工事に伴う測量、設計、地質調査及び建設コンサルタント等に関する業務の委託契約以外の契約については、100分の5以上)の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部

又は一部を免除された場合は、この限りではない。

(契約書の提出)

第18条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印のうえ、落札決定の日から5日（河南町の休日を定める条例（平成元年河南町条例第31号）第1条第1項に規定する休日を含まない。）以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者は前項に定める契約書の提出と同時に、河南町暴力団排除条例（平成25年河南町条例第21号）第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出させるものとする。ただし、税込の落札金額が500万円未満の場合は提出を省略することができる。

3 落札者が第1項に定める期間内に契約書及び誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

4 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第12条各号のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。この場合、本町は一切の責めを負わないものとする。

5 前2項の規定により契約を締結しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保はこれを還付しない。

6 前項の場合において、落札者が入札保証金を免除された者の場合は、落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。

(仮契約)

第19条 河南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）の規定に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決がなされたときをもって本契約となる。

2 落札者決定の日から本契約締結の日までの期間において、落札者が第12条各号のいずれかに該当した場合は、仮契約を締結しないこと又は仮契約の解除を行うことがある。この場合、本町は一切の責めを負わないものとする。

3 前項の規定により仮契約を締結しないとき、又は仮契約を解除したときは、違約金として落札者から落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。

(異議の申立)

第20条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、金額を記さない設計

書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この心得は、平成25年12月1日から施行する。(平成25年11月22日告示第127号)

(経過措置)

- 2 この心得の規定は、施行日以後に執行する競争入札において適用し、同日前に執行した競争入札においては、なお従前の例による。

附 則

この心得は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和3年4月1日から施行する。